

平成27年度海の家の営業に関するルール

このルールは、鎌倉市海浜組合連合会規約第3条の規定、鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例、神奈川県海水浴場ルールに関するガイドライン（平成27年度版）に基づき、鎌倉市海水浴場における海浜事業者が遵守すべき事項について、鎌倉市海浜組合連合会と鎌倉市が協議のうえ定める。

（営業時間）

第1条 海の家の営業時間は、日の出から午後8時30分までとする。

（クラブ化形態の営業）

第2条 クラブ化の形態による営業は行わない。

（クラブ化の定義）

第3条 クラブ化の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。

- (1) ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）
- (2) 地域の住民の平穏な生活環境を乱し、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態
 - ア 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催
 - イ 海の家の屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

（クラブ化禁止の対策）

第4条 海の家のフロアには、椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けない。

- 2 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海の家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。
- 3 クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

(イベントの定義)

第5条 イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、50人以上の、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

2 音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものを含む。

(イベントの実施)

第6条 イベントは、海の家屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海の家組合員が責任をもって管理する。

2 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。

3 出力の総和が30Wを超える増幅器（アンプ）を使用して、イベントを開催する組合員は、出店する海の家にPAブースを設けなければならない。またイベント開催時間中はPAエンジニアを常駐させ、常に音の管理を行うこと。

4 イベントの終了時刻は午後8時とする。

5 連合会役員は、「イベント審査会」にて承認を受けたイベントが承認条件どおりに開催された場合であっても、開催日の天候、風向などにより近隣住民の生活環境に著しく影響を及ぼすと判断されたときや関係機関から改善の要請がなされた場合には、直接営業音の音量の制限又は当該イベントを中止させることができる。

6 会員は、連合会役員からイベントについて改善の要請を受けた場合には、ただちにこれに従うこと。

7 連合会役員は、当該イベントに起因して発生した事故や問題、または前項の規定により営業音の音量を制限することや当該イベント等を中止することによって生じた一切の損害について責任を負わない。

8 組合の主催事業や他団体との共催事業等のイベントは、関係機関と協議を行い、承認を得た上、開催すること。

なお、このルールは、海の家における海岸利用に関する事項を定めるものであって、地元市町、市内海浜組合が海水浴場において行うイベントについては適用しない。

(音楽イベントを予定している海の家に対する事前審査)

第7条 第5条に定めるイベントを予定している海の家は、別に定める様式により、イベントの実施内容（実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項）を示した書類を、イベント実施の40日前までに、連合会役員に提出しなければならない。また、連合会役員、自治会・町内会、その他必要な者で組織する「イベント審査会」での事前審査を受け、このルールに適合し、かつ「鎌倉の海岸にふさわしいイベント」として承認を得なければ開催することはできない。

- 2 連合会役員は、音楽イベントを実施する予定のある海の家組合員から、騒音等の対策が記載された「音楽イベント実施計画書」及び「海を家の店内配置図」（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、ルールに適合しているかを確認し、書類をとりまとめた上で、「県の「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」（以下「要綱」という。）で規定する期日」までに、「神奈川県三浦地域県政総合センター企画調整部企画調整課（以下「企画調整課」という。）」に提出する。
- 3 連合会役員は、1件ごとの音楽イベントの実施内容（実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項）についても、前項の計画書と同様に、「要綱で規定する期日」までに提出する。
- 4 前2項で定める提出が、やむを得ず「要綱で定める日」後となる場合には、遅くとも音楽イベントの実施予定日の2週間前までに、「県（企画調整課）」にその実施内容を提出する。ただし、2週間前までに、実施内容が確定しない場合には、「県（企画調整課）」にその旨を連絡し、必要な指示を受ける。
- 5 連合会役員は、音楽イベント等の実施計画が海水浴場ルール等に適合しないと認められる場合は、組合員に是正を求める。
- 6 連合会役員は、音楽イベント等を実施しない場合には、「音楽イベント等未実施届出書」を要綱で定める日までに、「県（企画調整課）」に提出する。

（騒音対策）

- 第8条 会員は、近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。
- 2 会員は、近隣の人家付近等のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないように、音量チェック等の対応を徹底する。
 - 3 音量の上限は、営業音を発生させる海を家の海岸側において85デシベル以下、国道134号線側において80デシベル以下とし、連合会役員において音量計測が可能な機器を備えるとともに、定期的に音量計測を実施し、静粛な周辺環境の維持に配慮すること。

（反社会的勢力の排除の徹底）

- 第9条 会員及び現地営業責任者は、海を家の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。
- 2 連合会役員は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者、海を家の従業員及びイベント主催者に暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる。

（風紀上の対策）

- 第10条 海を家の従業員は刺青やタトゥー等の露出をしてはならない。また、海を家の利用を希望する者が刺青・タトゥーを露出したままの場合は、衣服の着用等で覆い隠すよう依頼し、依頼を拒否された場合は利用を拒否する。
- 2 海を家は、酒類・タバコを販売する際に、購入者が未成年であると思料するときは、身

分証明証等により年齢を確認した上で販売する。

3 海の家は、飲酒に伴うトラブルを防止するため、次の事項を遵守する。

- (1) 泥酔客への酒類の提供は行わない。
- (2) 蒸留酒については、アルコール分を含まない飲料で希釈して提供する。
- (3) ショット販売又はこれに類する方法により、専ら一気飲みを誘引する酒類の提供は行わない。
- (4) 酒類の販売をことさら強調する客引きを行わない。
- (5) 店舗から海岸へ向けて酒類の提供は行わない。

4 強引な客引きは行わない。

(水上オートバイに関する営業)

第11条 海の家は、水上オートバイの保管を行わない。また水上オートバイをレンタルする営業を行わない。

(ゴミの処理及び清掃)

第12条 海の家は、海を家の営業に伴い発生するゴミについて、ゴミ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。

- 2 海の家は、台風などの荒天時に、大量のゴミや廃棄物が発生した場合には、放置することなく、速やかに、ゴミ収集業者に連絡し、処理を行う。
- 3 海の家は、ビーチクリーンなどに積極的に参加し、海水浴場の美化に努める。

(適切な排水等の処理)

第13条 海の家は、排水を浸透枘で処理する場合には、一辺の長さ180 c m、深さ90 c m以上で、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とする。

- 2 廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ（油水分離槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用する等の努力により、環境負荷の軽減に取り組む。

(災害・荒天時の対応)

第14条 海の家は、地震等の災害発生に備え、「鎌倉市海水浴場避難指導マニュアル」を備え置き、従業員に避難誘導手段の周知徹底を図るとともに、「避難経路マップ」を海の家において利用者が認識しやすい場所に掲示する。

- 2 避難場所や避難誘導の手順等について、海水浴場設置者、監視員及びライフセーバー等、関係者との連携を図る。

(苦情対応等)

第15条 海の家は、海を家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合には丁寧に対応する。

- 2 会員は、現地営業責任者との連絡体制及び連合会役員への報告手続等の整備を図る。

3 会員は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容をとりまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

(占有許可区域以外の土地利用)

第16条 海の家は、海水浴場利用者が容易かつ明確に占有許可区域と区域外の土地を視認できる建築とする。

2 海の家は、海を家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他工作物を海を家の占有許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよう徹底する。

(原状回復の徹底)

第17条 海の家は、占有許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。

(海を家の建築・撤去時の注意)

第18条 海の家は、海を家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行う。

2 海を家の建設・撤去の際には、近隣住民に計画、時期等について説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど騒音対策を実施する。

(関係法令等の遵守)

第19条 海の家は、占有許可や営業許可等のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例、鎌倉市海岸の環境保全に関する条例（海岸への車両進入禁止）などの関係法令を遵守するよう徹底すること。

(協議会の提言)

第20条 鎌倉市海浜組合連合会は、このルール運用、改正等について、必要と判断した時には、鎌倉市海水浴場のあり方・ルール協議会に諮問し逐次提言を求める。

(ルール違反に対する処分)

第21条 このルールを遵守しない海の家に対しては、鎌倉市海浜組合連合会規約に基づく処分を行う。

付 則

このルールは、平成26年2月17日から施行する。

このルールは、平成27年3月15日から施行する。

このルールは、平成27年3月30日から施行する。